

総 行 住 第 8 8 号
法務省民一第 2 4 4 1 号
平成 2 4 年 9 月 2 6 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総務省自治行政局長

法務省民事局長

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳事務処理要領（昭和 4 2 年自治振第 1 5 0 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第 2 実施期日

本通知は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から実施する。

【住民基本台帳事務処理要領新旧対照表】

(下線の部分は改正部分)

旧	新
<p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>前文 (略)</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。)及びストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。)の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 住民票の写し等の交付</p> <p>前文 (略)</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>① 窓口における請求の場合</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) ドメスティック・バイオレンス<u>及び</u>ストーカー行為等の被</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>前文 (略)</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。)、<u>ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。)</u>、<u>児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。)</u>及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 住民票の写し等の交付</p> <p>前文 (略)</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>① 窓口における請求の場合</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) ドメスティック・バイオレンス、<u>ストーカー行為等</u>、<u>児童</u></p>

被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)及び(イ)のほか第6-10によるものとする。

(オ) (略)

イ・ウ (略)

②～⑥ (略)

(2) (略)

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

②・③ (略)

(4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

②・③ (略)

(5) (略)

5 (略)

第3 戸籍の附票

1・2 (略)

3 戸籍の附票の写しの交付

前文 (略)

(1) 請求又は申出の受理

虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)及び(イ)のほか第6-10によるものとする。

(オ) (略)

イ・ウ (略)

②～⑥ (略)

(2) (略)

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6-10によるものとする

イ・ウ (略)

②・③ (略)

(4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

②・③ (略)

(5) (略)

5 (略)

第3 戸籍の附票

1・2 (略)

3 戸籍の附票の写しの交付

前文 (略)

(1) 請求又は申出の受理

- ア 戸籍の附票の写しの請求又は申出の受理について、
- ・請求書又は申出書において明らかにすべき事項
 - ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が本人であることについて明らかにさせる方法
 - ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が請求者又は申出者の代理人等である場合に、その権限を明らかにさせる方法
 - ・ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱い等は、それぞれ住民票の写しの請求又は申出の受理に準じて取り扱う。ただし、請求書又は申出書において、請求又は申出に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示を明らかにさせる（戸籍の附票省令第1条から第9条まで）。

なお、住民票の写し等の交付の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書様式又は申出書様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするのが適当である。

イ (略)

(2) (略)

4 (略)

第4・第5 (略)

第6 その他

1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで並びに第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準

- ア 戸籍の附票の写しの請求又は申出の受理について、
- ・請求書又は申出書において明らかにすべき事項
 - ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が本人であることについて明らかにさせる方法
 - ・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が請求者又は申出者の代理人等である場合に、その権限を明らかにさせる方法
 - ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱い等は、それぞれ住民票の写しの請求又は申出の受理に準じて取り扱う。ただし、請求書又は申出書において、請求又は申出に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示を明らかにさせる（戸籍の附票省令第1条から第9条まで）。

なお、住民票の写し等の交付の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書様式又は申出書様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするのが適当である。

イ (略)

(2) (略)

4 (略)

第4・第5 (略)

第6 その他

1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで並びに第20条第1項から第4項までの

用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

- A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

(イ)～(エ) (略)

(オ) 代理人の取扱い

代理人については、市町村の事務所への出頭を求め、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあっては指定の事実を確認するに足りる書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、(エ)に準じて代理人が本人であることを確認する。

規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

- A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの
- C 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの

(イ)～(エ) (略)

(オ) 代理人の取扱い

代理人については、市町村の事務所への出頭を求め、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあっては指定の事実を確認するに足りる書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、(エ)に準じて代理人が本人であることを確認する。

また、(ア)～Cの被害者については、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該被害者の代理人として取り扱うことができるものとする。この場合において、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親又はファミリーホーム事業を行う者（これらの職員を含む。）に対し、市町村の事務所への出頭を求め、当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を提示させるとともに、(エ)に準じてこれらの者が本人であることを確認する。

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア～(ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) (略)

ウ～サ (略)

第7 (略)

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア～(ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) (略)

ウ～サ (略)

第7 (略)